

学校法人京都薬科大学コンプライアンス推進規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都薬科大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 本学又は職員等が本学の業務遂行において法令及び規則・規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。
- (2) 職員等 法人の役員及び本学就業規則第3条の職員及び特別契約職員規程第2条の職員をいう。
- (3) コンプライアンス通報 違法行為等の発生又はそのおそれを第9条に規定する相談窓口に通報することをいう。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱第2条第2項に規定する部局等の長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己が管理、監督又は指導する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条 本学におけるコンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、理事長の直轄機関としてコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、以下の業務を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- (2) 第12条に規定するコンプライアンス通報の処理
- (3) その他コンプライアンス推進の実施に関する事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 理 事 1名
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 専門科目担当教員 若干名

(6) 法律の専門家 1名

- 2 委員会の委員長は学長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、副学長が代行する。
- 4 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会に関する庶務は、事務局庶務課が行う。

(相談窓口)

第9条 本学に、コンプライアンスの推進のために、職員等からのコンプライアンス通報の対応を行う相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口は、コンプライアンス通報等の適切な管理のため、相談受付管理者を置く。
- 3 相談受付管理者は、コンプライアンス通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

(コンプライアンス通報)

第10条 職員等は、次の各号のいずれかに該当する可能性があると思慮するときは、前条第1項に規定する相談窓口は、コンプライアンス通報することができる。

- (1) 法令及び本学の規則・規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、本学の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせるおそれのある行為

(相談受付管理者の事務手続き)

第11条 相談受付管理者は、前条に規定するコンプライアンス通報を受けたときは、委員長へ報告する。

- 2 相談受付管理者は、個人情報等につき通報者の同意を得る必要がある。

(調査)

第12条 委員会は、前条によりコンプライアンス通報を受けた場合は、当該コンプライアンス通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

- 2 委員会は、前項の調査を行う場合にあつては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。
- 3 職員等は、調査に対しては、正当な理由がない限り応じなければならない。

(理事長への報告)

第13条 委員長は、前条の調査の結果を理事長に報告するものとする。

- 2 委員長は、前項の報告を行う際は、委員会における協議内容及びその決定事項とその理由を明らかにして行うものとする。

(コンプライアンス通報に係る措置)

第14条 理事長は、前条第1項に規定する委員会の報告を受けたときは、当該報告におけるコンプライアンス通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、当該コンプライアンス通報の事実に係る違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、事実に関し改めて調査等を行い、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、本学規則・規程等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じるものとする。

3 理事長は、前項の措置を講じる場合は、委員会の意見を聞かなければならない。

(コンプライアンス通報を行った者の保護)

第15条 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、人事、給与及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。

2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申し立てることができる。

(通知)

第16条 委員会は、通報者に対して、コンプライアンス通報の受領、調査結果及び是正結果について、コンプライアンス通報において違法行為等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 委員会委員及び相談受付管理者その他コンプライアンス通報に関与した者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進を図るために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2009年5月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2010年9月16日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2014年4月1日から施行する。